

# 養父市農業委員会

## 第16回会議録

令和6年1月24日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第16回会議録

1. 開催日時 令和6年1月24日（水曜日） 午後1時30分開会
2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室
- 3 議 事  
議案第51号 農用地利用集積計画の承認について  
議案第52号 非農地証明交付申請の承認について  
議案第53号 農地法第4条第1項ただし書き、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について

### 報告事項

- 報告① 農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について
- 報告② 農地の使用貸借の解約通知について
- 報告③ 農地法第3条の規定による許可申請について

### 4. 出席農業委員（12名）

- |          |          |         |          |
|----------|----------|---------|----------|
| 1番 谷垣重俊  | 2番 吉村英之  | 3番 藤原健次 | 4番 坂本光   |
| 5番 前川章   | 7番 珍坂聡   | 8番 圓山満  | 9番 山根達夫  |
| 10番 藤原義幸 | 11番 木下計介 | 12番 秋山博 | 13番 西谷英樹 |

### 5. 欠席農業委員（1名）

- 6番 濱田房子

### 6. 出席推進委員（9名）

- |           |           |           |          |
|-----------|-----------|-----------|----------|
| 14番 小林誠   | 15番 内田重雄  | 16番 齋藤隆之  | 17番 荒木奈見 |
| 19番 藤本浩一郎 | 21番 鎌谷壽三男 | 22番 上垣美由紀 |          |
| 23番 宇佐見孝一 | 25番 米田渡   |           |          |

### 7. 欠席推進委員（3名）

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 18番 谷村昭雄 | 20番 栗田匡晃 | 24番 井上勝雄 |
|----------|----------|----------|

### 8. 事務局出席職員

- 副主幹 福垣 周作    主査 東 宏樹    主事 定岡 良樹

事務局 : ただいまより第16回農業委員会総会を開会いたします。  
開会に先立ちまして、会長から挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。午前中から現地確認、非常に寒い中また大雪の中、大変御苦労さんでした。今、大雪警報が出ていますし、皆さん、これからまた帰るときは車の運転には十分に気をつけてもらいたと思います。

今回、総会資料の中に同封させていただきましたが、10月に県の会議に行ったときに、全国農業会議所から提供のあった資料が県から届きました。能登の義援金の話ですが、過去の災害時にも皆さんに御協力を願っていました。今回も御協力願いたいんですけど、総会が終わりましたら、相談させてもらって義援金をしたいと思いますので、またよろしくをお願いいたします。

本日も、非農地関係をはじめ、議案がたくさんあります。また、皆さん審議よろしくお願ひします。以上です。

事務局 : ありがとうございます。

では、初めに会議の成立について報告いたします。

本日の出席は、農業委員13名中12名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。なお、農地利用最適化推進委員につきましては9名の出席ですので、併せて報告させていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されておりますので、山根会長をお願いいたします。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、11番の木下農業委員と12番の秋山農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第51号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第51号、農用地利用集積計画の承認についてです。公告は令和6年2月1日を予定しております。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が54,299平方メートル、43筆、畑が2,384平方メートル、4筆、合計56,683平方メートル、47筆です。利用権の設定を受ける戸数は27戸、設定をする戸数は14戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権及び賃貸借

権です。利用権の内容別に見ますと、使用貸借権が29筆、33,704平方メートル、そのうち新規が24筆、29,330平方メートル、再設定が5筆、4,374平方メートルです。解除条件付使用貸借権が9筆、7,546平方メートル、賃貸借権が9筆、15,433平方メートル、うち新規が6筆、13,226平方メートル、再設定が3筆、2,207平方メートルとなっております。

利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと、1年契約が11筆、20,194平方メートル、2年契約が13筆、9,845平方メートル、3年契約が1筆、1,049平方メートル、4年契約が3筆、4,069平方メートル、5年契約が6筆、5,863平方メートル、10年契約が13筆、15,663平方メートルとなっております。詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。

3ページの7番から6ページの18番までが農地所有適格法人による貸借となっております。

19番から7ページの22番までが、一般法人による解除条件付の貸借です。

また、8ページから10ページに記載しておりますのが、農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と農地中間管理機構から借受け耕作するものを記載しております。

貸借期間は、全て令和16年3月31日までの10年間となっております。以上です。

議長： 説明が終わりました。  
この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第51号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第52号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 11ページです。議案第52号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1番、轟の土地26筆で、面積が16,158平方メートルです。所有者は三宅の方で、非農地の事由としましては、①の土地については、昭和40年頃より原野化、

②の土地については、昭和58年頃より原野化、③平成12年頃より雑種地化、④平成12頃より原野化、⑤平成12年頃より原野化、山林化、⑥昭和43年頃より原野化、⑦昭和49年頃より山林化、⑧昭和42年頃より山林化ということで、現況の地目変更をしたいとのことです。関連ページは16ページから49ページとなっております。

14ページをお開きください。2番、大屋町山路の土地1筆で、面積が11平方メートルです。所有者は大屋町笠谷の方で、非農地の事由としましては、平成2年頃より雑種地化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは50ページから54ページとなっております。

3番、丹戸の土地1筆で、面積が462平方メートルです。所有者は大屋町宮本の方で、非農地の事由としましては、昭和49年頃より雑種地化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは55ページから59ページとなっております。

4番、大屋町筏の土地2筆で、面積が151.91平方メートルです。所有者は大屋町蔵垣の方で、非農地の事由としましては、昭和34年頃から原野化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは60ページから65ページとなっております。

15ページをお開きください。5番、八鹿町宿南の土地4筆で、面積が289.3平方メートルです。所有者は八鹿町宿南の方で、非農地の事由としましては、昭和50年頃から山林化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは66ページから72ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

番号1番の轟の件について、担当農業委員より説明を求めます。

3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。午前中、雪道の中、大変御苦労さんでした。

それでは、11ページ、非農地の事由から説明していきたいと思えます。①丹ノ田89-1、これが昭和40年頃より原野化と、②番、米山140-2と157、157-1、これが昭和58年頃より原野化、③池ノ頭513-1、これが平成12年頃より雑種地化、④垣地514、564、これが平成12頃より原野化、⑤東浦569ほか4筆ということが平成12頃より原野化、山林化と、⑥東597-1ほか6筆が昭和43年頃より原野化、⑦大七郎26-32ほか5筆が昭和49年頃より山林化、⑧堂々33-8、これが昭和42年頃より山林化、この順番で説明させていただきます。

16ページ御覧ください。この位置図ですけど、上が出合から上がってくる道でして、下が轟の集落です。航空写真、丸印の位置になります。次、18ページ。字限図は、赤枠で囲った範囲です。現状写真というのは、写真のごとく、ススキに覆われた状態です。

次に、②について、位置図は、同じように上が出合側で、ずっと上がって集落の下のほうになります。ここに3筆あります。航空写真も、その赤枠の位置にあります。字限図が22ページに3つほど並んでいます。現況写真が23ページ。写真のごとく、赤で囲ったところが対象の場所です。

次に、③、位置でいいますと左斜め上のほう、これが轟の集落です。集落から下側になります。航空写真も、赤印のところですが、26ページ、字限図は、赤で囲った番地です。現況写真は、農機具とか、写っているのと、その裏側の状態が写されています。ススキで覆われている状態です。

次に、28ページ、前ページとほぼ同じ位置に丸印の該当箇所があります。29ページ、航空写真でも同じく2筆が記されています。30ページは、字限図で赤枠の範囲です。31ページ、現況写真です。ススキで覆われた状態です。

次に、32ページ、位置図になります。これが5筆ありまして、航空写真では、赤枠で5つの箇所を表示しています。34ページが字限図。これも赤で囲っています。それから、35ページ、写真のごとく5か所を写しています。ススキと山林の状態になっております。

次に、36ページ、前ページと一緒にような位置図ですけど、左上、集落入って三差路から東側に丸印が書かれています。現況写真は、7筆は表示している場所になります。字限図は、38ページ、赤印のところと、39ページの赤印になります。次に、現況写真、40ページも、写真のごとくススキに覆われて道も分からない、入り口も分からないような状態ですので、離れたところから写真を撮っています。

位置図は41ページに表示されています。次に、42ページ、これが⑦に相当する分です。41ページが⑦の位置になります。航空写真、42ページ、ここにも丸印で表示しているところです。それから、43ページ、字限図、この地図の左コーナーから右下、中央に道が通ってしまっていて、その道の下側に2筆と、上側に4筆あります。現況写真は、44ページ、雑木等、杉が生えており山林状態にあります。

次に、⑧に該当する部分、轟から入って三差路から上側に該当します。それが、航空写真で丸印の位置にあります。それから、字限図は47ページの33-8、こういうふうに表示している部分になります。現況写真は、48ページ、雑木ですかね、かなり大きくなっています。以上です。現況写真を見て、御協議願いたいと思います。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。先ほど藤原委員さんが説明されたように、まず、11ページの非農地の事由、①から⑧番まであります。その箇所を、まずもう、とにかく

現況写真を見ていただきましたら、ススキが生えたり、植林されたり、雑木が生えているような状況でございます。49ページの始末書も添付されていますが、始末書のとおり、もう相当昔から原野化しているような状況です。紛れもなく非農地に該当すると判断します。以上でございます。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
25番、米田推進委員。

米田推進委員： 失礼します。推進委員の米田です。本日は、それこそ雪の中で現地がはっきり分からない状態だったんですけど、私は、この申請内容を先週の月曜日に、現地を確認に行ってきました。ここは非農地事由に書いてあるとおり、現地は原野化、林地化しているのが実態です。轟、関宮でも奥の集落で、ほとんどの棚田がもう荒れてる状態です。写真で見えますと、21ページの写真、ここに見える範囲、これ、ほとんど田んぼなんですけど、今は、全てススキの野原になっております。したがって、申請地だけではなくに周りも全部荒れているような状態です。

もう一つ、37ページ、これ、東というこの字の写真が出ていますけど、ここの田んぼも全て荒れ地になっております。昭和50年代には、ここら辺の田んぼ全部稲が作ってあったんですけど、今は、全て棚田が荒れ地の状態です。特に、この轟の地区は大根栽培が盛んなところで、ここの田んぼの所有者の方の御主人が大根作りを熱心をされておりました。大根作りが熱心になればなるほど手間がなくなって、田んぼが荒れていったようです。申請事由のとおり、地域の田んぼがほとんど荒れてしまったのが実情です。私の知る限りは、昨年轟で田んぼをしていたのは2筆だけです。

非農地にすることで農地が減っていくのは残念なんですけど、実情のとおり荒れておるといことで、この非農地証明は、申請通り問題ないと思っております。以上です。

議長： 説明が終わりました。  
この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第52号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の大屋町山路の件について、担当農業委員より説明を求めます。

5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。後ろの50ページを見ていただきますでしょうか。まず、場所から御説明いたします。場所は、大屋町の山路というところで、現在、大屋小学校が建っている、位置図の真ん中右側に大屋小学校があるんですけども、その少し左下に丸で囲ってある、ここが対象の土地です。この道をずっと左に行きますとナカバヤシがありまして、さらにその道を行くと、若杉、そして宍粟のほうに進むというようなところですよ。

今回の場所は、その丸のほんの一部でして、それを表しているのが、52ページの字限図です。赤く囲っています90-1、90-1というところが、53ページ、隣の現況写真の上の写真を見てもらったら分かりますように、道路と、今、宅地になっているんですけど、その間ののり面であるということです。この宅地に関しては、月の総会で審議させてもらって通った案件です。その後、この建物の隣にまだ里道が残ってしまっていて、その里道の横ののり面が、実は、まだ田の状態であったというような話です。この写真を見てもらいましたら、アスファルトの道路があって、この道路を拡幅した際にのり面が形成されたというような話で、土地の所有者でしたら、もうとっくに地目は変わっているもんだなと思ったりしたら、実は変わっていなかったというような、始末書が54ページに書かれております。とても農耕できるようなところではない状態ですので、非農地ということで今回議題に上がっております。慎重審議のほうよろしく願いいたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。先ほど前川委員が御説明されたとおりでして、私も、53ページのところを見ていただいたら新築の家が建っておりますけれど、その場所も、月総会時に現地確認に行かせていただいた1人でございます。そのときはまだ、その横にある里道の話は出てなかったんですけども、今回、御本人さんの意向で、その隣の土地があるので、これも、今現況とは全く違う状況なのでということで申請が上がってきたみたいです。ですから、現況を見ますと、とても田に復帰するようなところでもありませんし、利用価値からしても、やはり、この非農地でよいと思いますので、皆さんの御意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
22番、上垣推進委員。

上垣推進委員： 22番の上垣です。午前中見てまいりました。月総会時に私も土地見ました。確かに、もう農地として利用できるものではないので、非農地でいいんじゃないかと思って見てきました。よろしくお願いします。

議 長： 説明が終わりました。  
この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第52号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。  
続きまして、番号3番の丹戸の件について、担当農業委員より説明を求めます。  
3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。55ページを御覧ください。中央、赤字で書かれている部分が該当する部分で、横に走っているのは、県道87号線のちょうど下になります。

航空写真、56、赤で囲っています。字限図も黄色い色を塗っていますが、それを分かりやすくしたのが現況写真で、58ページを御覧ください。中央、写真で白い線が横に走っている、これが県道87号線の下、一面が駐車場になっています。その下の図面も、角度を変えて写しているような状態です。この件は、始末書にも書かれていますが、スキー全盛期、昭和40年頃より駐車場にして、観光、スキー客のバスや車を駐車したという経緯があります。農地に戻すのは不可能な状態でありますので、よろしく審議のほうをお願いします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。今朝ほど、現地の調査をしてまいりました。58ページの現況写真に雪がうっすらと積もっておりましたが、ここにありますように、アスファルト舗装をされて駐車場ということで使われております。始末書にも丁寧に書いてありますので、先ほどの担当委員さんがおっしゃったように、今後の話を進めていく上で、これを非農地にするということで申請者が言っておられますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
25番、米田推進委員。

米田推進委員： 失礼します。推進委員の米田です。56ページからの資料にある土地ですけど、ここの現況の土地は駐車場用地になっております。冬期間、スキーに来られるお客さんの送迎の観光バスとか、ここの駐車場地にいっぱい止まるとる状況を見た覚えがあります。ここで49年というふうに書いてありますけども、もっと以前からここを駐車場地に使われておったんじゃないかなと思うんですけど、現況的にも変わりませんし、年数もそれ以上ということになっております。以前は観光産業、非常に盛大で、ハチ高原のほうまではバスが上がらないときにはここにほとんどの観光バスが止まって、丹戸のリフトからハチ高原のスキー場にお客さんがたくさん上がっておられたと思ひます。現地は、非常に平らなところではありますけど、始末書のとおり、本人さんがその辺、農地法のことを失念したまま駐車場地になってしまったんだらうなというふうに思ひます。以上です。

議 長： 説明が終わりました。  
この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第52号の3番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号4番の大屋町筏の件について、担当農業委員より説明を求めます。

5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。60ページを見てもらえますでしょうか。場所から御説明させてもらいます。60ページに右下から左横のほうに通っている天滝大橋って書いてるところあるんですけども、この道が県道48号線です。この天滝大橋を真っすぐ進みますと、文字どおり天滝があって、さらに進むと若杉があります。大屋町蔵垣と筏にまたがるところです。そこの県道から北に入っていたところが大屋川で大屋川を越えたところ辺にあるのが今回の場所です。申請地に直接行くことはもうできません。その川向こうから確認するという状況です。

今現在どうなっているかというのが、63ページの現況写真を見てください。かつての台風でこの辺り一帯が大分流されてしまったみたいでして、今はもう田畑と土は全くなく、岩になっているという状況です。とても耕作できる場所ではありませんので、今回、非農地ということで申請が上げられております。始末書のほうにも、伊勢湾台風等々書かれておりますので、ひとつ慎重審議のほうよろしく願いいたします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
2番、吉村農業委員。

吉村委員： 今朝ほど現地踏査いたしました。前川委員が説明したとおり、谷川と山です、岩ばかりでした。これは伊勢湾台風で流されたという説明もございましたとおり、何もつくれる状態ではございませんので、ひとつ皆さん方の御理解をよろしく願いいたします。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
22番、上垣推進委員。

上垣推進委員： 22番、上垣です。今説明があったとおりです。この大屋川、弓なりになっていまして、伊勢湾台風のときに大水が出て、この弓の川の内側の土地が全部流れてしまって、ちょうど田んぼの収穫前だったという時期だったそうですけれども、全部流れて悲しい思いをしたということを祖父母の代にあったので、そんなお話を聞いたことがあります。流された後、手前の農地は復旧されたんですが、川向こうのほうまで復旧の手が回らなくて現状のようになったようです。よろしく願いします。

議 長： 説明が終わりました。  
この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第52号の4番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号5番の八鹿町宿南の件について、担当農業委員より説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。66ページを見ていただきたいと思います。ここに赤い丸が2つあるんですけども、この赤丸は、1109と1110のところがこの大きな赤丸になります。そして、下の小さな丸が1104の丸になります。今日は、4筆を御説明させていただきわけなんですけれども、2つの筆が1つの横並びになっているところがあるんですけども、その下に家があります。この番地は1108番地になっておりますけど。ここが、この申請者の昔の住居になります。その裏側の山の斜面のところ、その該当するところであります。

70ページを見ていただけたら、写真を入れております。右側に1109と1110って書いてあるんですけども、1109が斜めのところで、その上に1110が、ちょっと斜面が緩い感じで、もう森林化しているような状況でございます。

それと、右側にありますのが、1104の現状ですけれども、面積的には3.3平方メートルというところで、面積がとても小さく畑としてどのように利用していたのか不明です。71ページの下のところ、238の現地でございます。このように写真等を見ていただいたら、字限図もあるわけなんですけれども、もう森林化をして、元に戻すことも不可能のような状態でございます。皆さんの御意見をいただきながら、何とぞ通していただくようによろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。よろしくお願ひいたします。午前中は、寒い中、皆さん、大変御苦労さまでした。今、詳しいお話は、木下農業委員のほうからされました。40年ほど前から山林化ということで、これの4枚の写真が現況写真になつとるということで、雑木とか、それから雑草が生い茂っております。一部、上のほうはバッファゾーンというようなことで少しきれいにはなっております。

すが、今後、そこを使って農業をとというのは非常に難しいような場所で、傾斜地であります。非常に利便性も悪く、獣害が非常にあるような感じも見受けられました。農地としての活用は、今後も地権者の方は予定されておりませんということで、現況の地目に変更するのは妥当かなと思われまます。御慎重審議よろしくお願いいたします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
16番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 16番、齋藤です。先ほど、木下委員が言われたとおりで、もうとても耕作ができるような土地じゃないというのが、もう一目瞭然でしたので、申請相当だと思っております。以上です。

議 長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第52号の5番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第53号、農地法第4条第1項のただし書き、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 73ページを御覧ください。議案第53号、農地法第4条第1項ただし書き、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出についてです。

届出番号1番、養父市養父市場の土地1筆、面積は85平方メートルです。届出者は養父市養父市場の方で、亡くなった御主人が届出をせずに農業用倉庫を建設し使用しておりましたが、このたび、第三者へ売却することに伴い、農業委員会の証明が必要となったため、改めて届出を行うものです。関連ページは74ページから75ページです。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、1番の養父市場の件について、担当農業委員の説明を求めます。  
2番、吉村農業委員。

吉村委員： 2番、吉村です。今朝ほど、雪の中、寒いのに現地踏査、大変御苦労さんでして、ありがとうございました。伊藤さんがこれを、御主人が亡くなられました、財産整理をしていると申請地の部分が農地になっていることに気づき今回申請したようです。現状、農地に復旧するのは不可能です。ひとつよろしくお願いいたします。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。今朝は皆さん、御苦労さんでした。吉村農業委員が申されたとおりです。農地に戻すのも不可能ですし、売却されるということでしたら、もうこのまま、現状のままで多分手放されるんじゃないかと思っておりますので、この辺のところをよろしく願いしたいと思っております。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
19番、藤本推進委員。

藤本推進委員： 19番、藤本です。75ページの写真、真ん中の写真を見ていただいたらよく分かると思いますが、右側の2階建ての部分と平家の部分がございます。2階建ての部分につきましては、既に分筆して宅地化されているようです。今回の申請につきましては、左のほうの平家建てということですので。農地の利用状況につきましては、その手前側のほうに、ビニールハウスの残骸じゃなしに骨組みがまだ残っております。いわゆる、ここの方が以前何らかの栽培をされていたということで、農地の利用につきましては、ここを非農地にしても問題はないかというふうに考えております。

議長： 説明が終わりました。  
この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第53号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。報告①農地法第5条第1項ただし書きについて公共事業における農地の転用について、事務局より説明を求めます。

事務局： では、76ページを御覧ください。報告①農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用についてです。

届出番号1番、養父市八鹿町八鹿の土地1筆、所有者は養父市八鹿町伊佐の方、届出人は兵庫県但馬県民局養父土木事務所となっております。転用の目的は、工事用の道路及び施工ヤードとなっております。転用の事由といたしましては、砂防堰堤工事に伴うものとなっております。工事の着手はもう過ぎておりますが、令和5年の12月から本年11月までの一時となっております。

位置図につきましては、77ページを御覧ください。住宅地図をつけております。少し分かりにくいんですけども、中央にございますのが八鹿駅となっております。こちらから右に行けば伊佐方面、左に行けば八鹿方面ということになっております。

ちょうど八鹿駅から山手側となっておりますので、78ページに、ちょっと、こちら印刷が悪いんですけども、航空写真を載せております。横向きに開いていただきまして、一番右側を走っておりますのが国道312号線。下向きに行くと八鹿、上向きに上がると小田方面となっております。そこから道が3本あるところがございます。左側の真ん中が八鹿駅に行く道、少し分かりにくい一番上の道が県道八鹿停車場線となっております。県道八鹿停車場線を小田方面に行きまして、ちょうど八鹿駅に行く道と合流したところに、こちら、細い川がございます。こちらから北側に上がっていただいたところ、地図上でいきますと、緑色塗りに白枠囲いとなっているところが申請地となっております。

こちらに、下のページ、79ページにございますとおり、こちらが砂防堰堤の図面となっております。一番左側、ちょっと分かりにくいんですけど、ごちゃごちゃとしていたところが砂防堰堤が築かれるところ。それまでに仮設道が築かれるということになっております。この仮設道の始点、一番右側が申請箇所ということになっております。

めくっていただきまして、80ページ。こちら、申請箇所の拡大図となっております。ちょうど青色に塗ってあるところが、今回の申請地となっております。その上側を走っておりますのが仮設道路になるんですけども、1台トラックの絵が載っていると思います。こちらが1台通れる分だけの幅しかございませんので、そちらの仮設用の資材を置いたりですとか、車両待機するためのところに設けたいということとなっております。こちらが、令和6年11月までの一時転用ということですので、事業が終わり次第、農地に復元されるということに

なっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
続きまして、報告②農地の使用貸借の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 82ページを御覧ください。報告②農地の使用貸借の解約通知についてです。  
届出番号1番、養父市大屋町樽見の土地1筆、524平方メートル、貸人は養父市大屋町樽見の方、借人は養父市大谷の株式会社です。合意解約年月日は令和5年12月18日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は第三者に売却予定ということで、こちらは令和6年1月5日に3条許可が出ております。既に所有権は移転済みとなっております。  
届出番号2番、養父市大屋町樽見の土地1筆、面積は1,680平方メートル、貸人は養父市大屋町樽見の有限会社、借人は養父市大谷の株式会社です。合意解約年月日は令和5年12月18日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、こちらも届出番号1番と同じとおり、第三者に売却されております。  
届出番号3番、養父市八鹿町八木の土地5筆、合計面積は3,908平方メートル、貸人は養父市八鹿町八木の方、借人も養父市八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和5年9月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、農地中間管理事業を活用いたします。  
届出番号4番、養父市八鹿町八木の土地1筆、面積は226平方メートル、貸人は養父市八鹿町八木の方、借人も養父市八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和5年9月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後、農地中間管理事業を活用いたします。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
続きまして、報告③農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よ

り説明を求めます。

事務局 : 83ページを御覧ください。報告③農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、八鹿町八木の土地3筆で、457平方メートルです。譲受人は八鹿町八木の方、譲渡人は大阪府守口市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が12月26日、許可日が1月9日となっています。

2番、大屋町宮垣の土地8筆で、10,429平方メートルです。譲受人は大屋町宮垣の方、譲渡人は大屋町中の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が12月12日、許可日が12月20日となっています。

3番、八鹿町高柳の土地1筆で、158平方メートルです。譲受人は八鹿町高柳の株式会社、譲渡人は八鹿町高柳の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が12月8日、許可日が12月21日となっています。

84ページを御覧ください。4番、十二所の土地1筆で、543平方メートルです。譲受人は大屋町蔵垣の方、譲渡人は大阪市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が12月6日、許可日が12月20日となっています。

5番、蕨崎の土地2筆で、459平方メートルです。譲受人は蕨崎の方、譲渡人も蕨崎の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が12月25日、許可日が1月9日となっています。

6番、蕨崎の土地1筆で、221平方メートルです。譲受人は蕨崎の方、譲渡人は朝来市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が12月25日、許可日が1月9日となっています。

7番、蕨崎の土地1筆で、221平方メートルです。譲受人は朝来市の方、譲渡人は蕨崎の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が12月25日、許可日が1月9日となっています。

8番、大屋町樽見の土地1筆で、524平方メートルです。譲受人は大屋町樽見の方、譲渡人も大屋町樽見の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が12月25日、許可日が1月5日となっています。

9番、大屋町樽見の土地1筆で、1,680平方メートルです。譲受人は大屋町樽見の方、譲渡人は大屋町樽見の有限会社です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が12月25日、許可日が1月5日となっています。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。

それでは、この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
これで報告事項は終了いたしました。  
以上で第16回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 山根達夫

署名委員 秋山博

署名委員 木下計介